

平成30年度政府予算編成 並びに施策に関する提言

国土交通委員会

1 防災・減災対策の充実強化について

東北地方太平洋沖地震、熊本地震による震災、平成29年7月九州北部豪雨により発生した土砂災害など、自然災害が頻発・激甚化しており、多くの尊い人命が失われ、全国各地で住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。

今後も南海トラフ地震や首都直下地震による甚大な被害の発生が懸念されることなどから、大規模災害に備えた強靭な国土づくりに向けた取組を迅速に進め、住民の安全と安心を確保することが急務となっている。

よって、防災・減災対策の充実強化のため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 大規模災害に備えた国土強靭化の実現を図るために必要な予算を十分確保すること。

また、「国土強靭化地域計画」に位置付けた地方の取組に対して、予算を重点配分するとともに、包括的な支援を可能とする新たな財政支援制度を創設すること。

- (2) 道路、河川、港湾、海岸、空港などの基幹的施設が、災害によって壊滅的な被害を受けることで、資材等の輸送を困難にし、被災地域の早期支援や応急的な復旧作業の妨げとなることから、全国的な基幹施設の防災機能強化に向けた整備を推進すること。

また、ハード面の整備と併せたハザードマップの作成などへの安定的な財源を確保すること。

- (3) 局地的な豪雨の発生等により、住民の身体・生命等に多大な影響を及ぼす大規模災害が全国各地で多発していることを踏まえ、災害の防止・予防を目的とした治水事業や危険箇所の実態に応じた泥流対策、土石流対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策の

充実強化を早急に図ること。

- (4) 震災に強いまちづくりのため、庁舎、学校、社会福祉施設、住宅、水道施設及びため池などの耐震診断・耐震改修に係る費用に對して必要な財政支援の強化を図ること。
- (5) 高齢者・障害者等の要配慮者及び避難に時間を要する子供が入・通所する社会福祉施設等の周辺地域において、津波や風水害等の自然災害に強い避難施設の整備が促進されるよう、必要な施策を講ずること。

また、被災した要配慮者の受入先確保のため、福祉避難所の指定を促進すること。

2 社会資本の老朽化対策の充実強化について

我が国においては、高度経済成長期に集中的に整備された道路や橋梁などの社会資本が、建設後30年から50年の期間が経過しつつあり、今後急速に老朽化が進行することが懸念されている。

これら社会資本が機能不全に陥れば、住民の生活に影響を及ぼすことはもとより、重大な事故を引き起こすおそれがある。また、巨大地震の発生が懸念される中、安全・安心な国土・地域の構築に向けた国土強靭化の観点からも、社会資本の老朽化対策は重要な課題となっている。

地方公共団体においては、長寿命化計画を策定するなど、社会資本の計画的な維持管理に努めているところであるが、厳しい財政状況の下、対策の強化が進まない状況にある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 地方公共団体における効率的、効果的な維持管理や更新が計画的に進むよう、安定的な財政支援を講ずるとともに、技術的支援を充実すること。
- (2) 維持管理等の事業の担い手となる人材を確保するため、技能者の処遇改善や教育訓練の充実等の環境整備を推進すること。

3 道路の整備促進について

道路は、防災、救急医療、通勤、通学など住民が安全で安心な生活を営んでいくために必要不可欠な生命線であり、さらには、地域振興や地域経済の活性化のために、優先的に整備すべき社会資本である。

しかしながら、地方の道路整備は、いまだ立ち遅れている状況にあり、大規模災害に備えた国土強靭化の観点からも、引き続き道路整備財源の充実を図るとともに、道路網の整備を重点的かつ計画的に推進する必要がある。

よって、道路の整備促進のため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 極めて厳しい地方財政の状況及び地方の道路整備の必要性等に鑑み、地方において必要な道路整備を確実に行えるよう、道路整備財源を十分確保すること。

また、道路事業については、災害時の代替機能の確保、救急医療への対応、観光客の増加など、整備による多様な効果を総合的に評価し、事業の必要性を適切に判断する仕組みを早急に具体化すること。

- (2) 高速自動車国道の整備については、ミッシングリンクを解消し、

早急に全国的なネットワークを形成するため、国の責務として重点的かつ計画的に推進すること。

特に、整備計画区間の早期完成を図るとともに、基本計画区間及び予定路線区間についても、早急に整備計画等を策定し、事業を推進すること。なお、整備に当たっては、自然環境、沿道環境に十分な配慮を行うこと。

- (3) 一般国道の自動車専用道路の整備を促進すること。
- (4) 各地域の広域的な連携を強化するため、高規格幹線道路網の整備とともに、これと一体となった幹線道路ネットワークの軸となる地域高規格道路の整備を促進すること。
- (5) 高速道路料金については、「新たな高速道路料金に関する基本方針」に基づき、利用者重視の料金制度への転換が図られたところであるが、地域間格差の是正や大都市圏と地域経済との交流を活性化させる観点から、料金水準見直しによる効果等を検証し、より効果的な料金制度となるよう、今後も引き続き、見直しの検討を進めること。

4 鉄道の整備促進について

新幹線、在来線等を中心とする鉄道は、我が国における基幹的高速交通手段として重要な役割を担っており、その整備充実は、地域の自立的発展と経済の活性化、さらには、災害に強い強靭な国土づくり等を図る上で必要不可欠なものである。

よって、鉄道の整備促進のため、次の措置を講ぜられたい。

(1) 整備新幹線の早期完成に向けて、整備を促進し、十分な財源を確保すること。

また、地方負担軽減のための財源措置を拡充するとともに、未着工区間の早期着工を図ること。

さらに、徹底した安全運行の確保や停車駅における乗換利便性の向上策など、諸課題の解決を早期に図ること。

(2) 基本計画路線については、決定されてから40年以上経過した今でも進展が見られないことから、必要な調査を実施するとともに、速やかに整備計画を策定し、早期着工を図ること。

(3) 整備新幹線の開通に伴い経営分離される並行在来線は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、多数の貨物列車が走行し、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送上極めて重要な役割を果たしていることから、将来にわたり安定的な経営を維持できるよう、初期投資や運営費に対する助成措置、資産の無償譲渡若しくは収益性に基づいた価格設定のルール化を図ること。

また、並行在来線の経営安定維持のために、地方負担の軽減等について、これまでの枠組みの見直し・再検証を速やかに行い、JRからの協力・支援の在り方や並行在来線の赤字解消分も含まれている貸付料など新しい財源措置を含め、新たな仕組みを構築するとともに、乗継割引に対する財政支援制度の創設など支援施策の充実を図ること。

(4) 在来線の高速化及び複線化等の機能強化や輸送改善を図るとともに、電化等の整備により輸送力の増強に努めること。

(5) フリーゲージトレイン（軌間可変電車）の技術開発を推進し、

早期実用化を図ること。

- (6) 特定地方交通線や地方鉄道新線を引き受けた第三セクター鉄道等の鉄道防災、車両更新、交通施設バリアフリー化を促進するとともに、経営安定化対策を充実すること。

また、地域の経済社会活動の基盤として重要な役割を果たしている地方鉄道の活性化・再生への取組について、各種支援措置を強化すること。

- (7) 踏切事故防止対策や安全保安設備の充実など、安全な輸送を確保するための施策を更に推進すること。

5 空港、港湾の整備促進について

空港、港湾は、国土の均衡ある発展と産業振興の飛躍的な発展に資する重要な社会資本として、我が国の経済・社会活動を支えている。

さらに、大規模災害に備えた国土強靭化の観点や国際競争力の強化、観光立国の実現を推進するためにも、空港、港湾を効果的、重点的に整備する必要がある。

よって、空港、港湾の整備を促進するため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 既存空港の機能拡充のため、施設整備を促進するなど、空港の整備を着実に推進すること。
- (2) 航空交通の効率的な運航と一層の安全を確保するため、航空管制業務の充実強化を図ること。
- (3) 各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体と協議する制度を創

設すること。

また、地方路線が公共交通機関として定着していることを踏まえ、その維持・拡充のための措置を講ずること。

- (4) 災害に強い物流ネットワークの構築、急増しているクルーズ船寄港の受入環境整備など、地域の多様な要請に対応した港湾の整備を促進するとともに、既存の港湾施設や海岸保全施設の老朽化対策の充実を図ること。
- (5) 地域の国際化、経済の国際競争力の強化のため、道路、鉄道と一体的に空港、港湾施設の整備を行うこと。

6 観光振興対策の充実強化について

我が国を訪れる外国人旅行者は、年々増加しており、今後もこの流れを継続させるには、国・地方が一体となった誘客促進の取組をこれまで以上に推進し、急速に発展するアジア地域に加えて新たな国・地域の観光需要を取り込んでいくことが求められる。

特に、「ラグビーワールドカップ2019™」や「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」等の国際スポーツ大会の開催と連動した魅力ある観光地形成への取組を、官民が連携して推進することで、訪日客を地方に誘導し、地域経済の活性化につなげていく必要がある。

よって、訪日客の更なる誘客促進を図り、地域経済の活性化につなげるため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 新たな訪日客層を開拓するとともに、地方における官民連携した誘客の取組への支援を充実すること。

- (2) MICE（国際会議、展示会等）の誘致・開催に対する支援を充実すること。
- (3) 魅力ある観光地の形成促進のため、伝統、文化、景観など地域資源の活用・保全等に対する支援を充実すること。
また、日本版DMO（観光地域づくりの舵取り役）、広域観光周遊ルートの形成への支援を行うこと。
- (4) 更なるビザ要件の緩和を図るとともに、地方空港・港湾におけるCIQ（税関・出入国管理・検疫）体制を整備・拡充すること。
- (5) 無料公衆無線LAN環境の整備やSIMカードの利用促進による通信環境の改善、多言語表記等の充実、地域における多様な通訳ガイドの育成支援など、訪日外国人が旅行しやすい環境の整備を迅速に推進すること。

7 特定地域振興対策の推進について

過疎地域、山村、豪雪地帯、半島、離島等の地域は、国土・自然環境の保全、災害や地球温暖化の防止はもとより、都市に対して食料や水・エネルギーを供給するなど、多面的・公益的機能を担う国民共有の財産である。

しかしながら、これらの地域を取り巻く自然的・社会的諸条件は依然として厳しく、さらに、少子高齢化、人口減少が進行する中で、生活基盤の維持が困難な状況に陥っており、よりきめ細かな対策を引き続き強力に推進する必要がある。

よって、特定地域振興対策の推進のため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) ハード・ソフト両面にわたる総合的な特定地域振興対策を強力

に推進するとともに、十分な財政措置を講ずること。

なお、国境離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、特別の支援措置を講ずること。

- (2) 高速道路と共に存できるよう、内航フェリー航路等公共交通機関の維持が図られるよう適切な支援措置を講ずること。
- (3) 地方バス路線の確保・維持を図るとともに、廃止路線代替バスやスクールバス等の各種バスの一体的運行など、地方の生活交通確保対策を充実すること。
- (4) 離島航路・離島空路の維持・安定化のため、新たな法整備を含めた支援策を拡充すること。
- (5) 道路の除雪・防雪・凍雪害防止など、冬期道路交通対策を着実に推進すること。